

利用開始までの流れ

相談受付

☺️ 見学・お問い合わせはお気軽に

見学評価

【当日について】

社会リハビリテーション室の事業説明、施設見学、専門職による状況確認を行います。

【持ち物】

診療情報提供書、リハビリサマリー、おくすり手帳
身体障害者手帳、精神保健福祉手帳

障害者総合支援法の手続き

【申請手続きと窓口】

障害福祉サービス受給者証の利用申請が必要です。

機能訓練：障がい援護課

生活訓練：保健センター

【サービス等利用計画について】

介護保険対象外の方、またはケアプラン未作成の方は、別途、障害者総合支援法に基づく「サービス等利用計画」の作成が必要です。

利用検討会議

利用検討会議で、評価に基づき利用の可否と支援内容を検討し、結果をご連絡いたします。

障害福祉サービス受給者証の発行

申請から1~2ヶ月後に受給者証が発行され、お手元に届きます。

契約手続き・利用開始

通所初日に契約手続きを行います。

「印鑑」「障害福祉サービス受給者証」をご用意ください。



このパンフレットのイラスト
は当事業所ご利用の方が
作成しました!!

足立区障がい福祉センター あしすと 社会リハビリテーション室

社会リハビリテーション室は、障害者総合支援法に基づく自立訓練事業所です。身体障がい者、高次脳機能障がい者、難病等の方々の社会生活力を高め、ご利用者一人ひとりに適した社会参加を支援いたします。

- 1 自分で決めて行動していく
- 2 できることを増やしていく
- 3 できたことを続けていく



ことをスローガンに日々取り組んでいます。



【問い合わせ先】

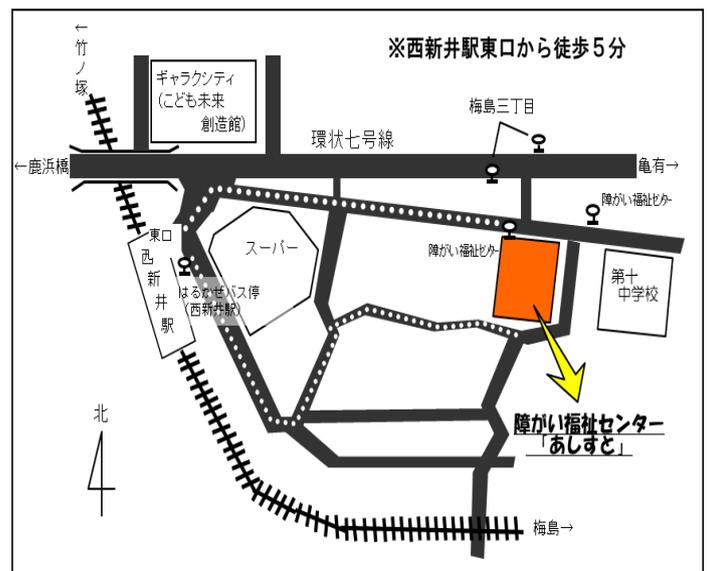
〒121-0816

東京都足立区梅島3-31-19

電話:03-5681-0131(代)

FAX:03-5681-0138(代)

メール: assist@city.adachi.tokyo.jp



社会リハビリテーション室の
ホームページのQRコードです

【支援の目標】

- 1 経験を通じて、社会参加の選択肢を広げ自分で決められるよう支援する。
- 2 自分の状態を知り、可能性を広げたり新たな手段を身につけられるよう支援する。

【機能訓練】

1 対象となる方

区内在住の18歳以上65歳未満で、以下に当てはまる方

- (1) 身体障害者手帳を所持しており、社会リハビリテーションが必要な方
 - (2) 障害者総合支援法における難病等があり、社会リハビリテーションが必要な方
- ※視覚障がい支援コースや聴覚障がい支援コースは65歳以上の方も利用可能です。



2 コースについて（一部、令和8年4月から適用）

コース種別	曜日	定員	通所期間
リハビリコース	月～木 ※週1～4日の選択制	20名	(原則)12か月
個別支援コース	金	5名	(原則)18か月
視覚障がい支援コース	金	5名	(原則)18か月
聴覚障がい支援コース	金	5名	(原則)18か月

【生活訓練】

1 対象となる方

区内在住の18歳以上65歳未満の方で、身体障害者手帳は所持していないが、高次脳機能障がいがあり、社会リハビリテーションが必要な方

※「高次脳機能障がい」と診断名が記載されている、診療情報提供書が必要です。



2 コースについて（一部、令和8年4月から適用）

コース種別	曜日	定員	通所期間
リハビリコース	月～木 ※週1～4日の選択制	15名	(原則)12か月
個別支援コース	金	5名	(原則)18か月

【訓練内容】

理学療法士 (PT)、作業療法士 (OT)、言語聴覚士 (ST)、看護師 (Ns)、ソーシャルワーカー (SW) が、ご本人に必要な訓練・相談を行います。

具体的には理学療法、作業療法、言語療法、日常生活動作訓練、家事動作訓練、外出訓練、趣味活動訓練、社会資源活用訓練、グループワーク、健康相談、栄養相談などを行っています。

【1日の流れ(例)】 (令和8年4月から適用)

- 10:30 通所開始 看護師による体調チェック
- 10:40 朝の会 テレビ体操
- 11:00 PT(下半身周り中心の手すり体操)
- 11:30 Ns面談(健康状態や服薬状況について確認)
- 12:00 🍱 昼食・昼休憩
- 13:10 OT(上半身周り中心の体操)
- 13:40 ST(グループコミュニケーション練習)
- 14:10 SW 面談(支援目標やリハビリ内容、意向の確認)
- 14:40 PT(器具を使った筋力トレーニングや歩行練習)
- 15:10 リハビリ終了 水分補給 帰りの準備
- 15:25 帰りの会
- 15:30 通所終了



【給食】

施設内にある厨房で給食を作っており、希望者は利用出来ます。
給食費は、所得に応じて1食あたり 300 円または 400 円です。

【送迎】

公共交通機関等を利用しての通所が困難な方に、通所バスによる送迎を行います。

【利用料】

所得に応じて上限が違いますが、1回 900 円程度の自己負担金がかかります。

【その他】

- 1 医療リハビリテーション、介護保険などのサービスとの併用が可能です。
- 2 終了後の他施設利用等の社会参加の支援をいたします。
- 3 原則、再通所は出来ません。

